

第2回質問回答

●事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨
変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
●質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年6月17日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
1	募集要項	4	I 事業の概要 4 事業スキーム	貸付期間中の税負担について 建物を建築した場合に税金に関して免除はありま すか。	○新たな魅力創出施設に係る固定資産税は免除されませ ん。 ○なお、土地については、県所有であるため、固定資産 税はかかりません。
2	募集要項	5	I 事業の概要 5 事業区域	県が想定する民間活用エリアにはオートキャンプ 場、アスレチックが含まれていないため、指定管 理区分と考えているが間違いないでしょうか。	○民間活用エリアは、公園内の任意の敷地について、 運営事業予定者からの提案により設定することとしま す（募集要項P5「5 事業区域」の民間活用エリアは、例 示として記載しています）。 ○このため、オートキャンプ場、アスレチックを含め、 公園内の任意のエリアに設定することができます。 ○設定にあたっては、募集要項P11「6 民間活用エリ アの設定」をご確認ください。
3	募集要項	6	I 事業の概要 7 事業期間	整備を行う使用許可期間中（令和5年度）は貸付 料が発生しないという認識でよろしいでしょ うか。	○民間活用エリアにおいて、運営事業予定者が行う整備 は、使用許可を受けて実施していただきます。 ○整備期間中、貸付料は発生しませんが、使用許可料 （日割）が発生します。
4	募集要項	8	II 指定管理業務に関す る事項 4 利用料金	今後の協議のなかで、条例の料金を変更もしく は、料金を徴収する施設の追加をすることは可能 でしょうか？	○条例料金の変更及び利用料金施設の追加にあたって は、条例改正にかかる県議会の議決が必要です。 ○条例改正については、提案を受け、県で検討を行いま す。
5	募集要項	9	II 指定管理業務に関す る事項 4 利用料金 (3) 利用料金の減免	利用料金の減免額について、県は予算の範囲内 で補填します。とありますが、こちらは、指定管理 料とは別に年度末に減免を行った人数と額等をお 伝えして、補填していただくという認識でよろ しいでしょうか。	○利用料金の減免補填は、指定管理料とは別にお支払い します。 ○減免額については、指定管理者に、毎月、実績を報告 していただき、月毎に減免相当額をお支払いします。
6	募集要項	11	III 新たな魅力創出業務 に関する事項 2 民間活用エリアの設 定	現状の日帰り専用バーベキューサイトは、民間活 用エリアとして設定することは可能でしょうか。	○可能です。
7	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務 に関する事項 5 貸付料等	現状の多目的グラウンドを現在と同じような用途 （スポーツなど）で利用しながら、集客力を高め る施策を行った場合は、自然公園の指定管理事業 に含まれ、賃料は発生しないという認識でよろ しいでしょうか。	○民間活用エリアを除き、条例で定める範囲でサービ ス提供を行う場合は、自然公園エリア（指定管理業務）と して管理していただき、賃料は発生しません。
8	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務 に関する事項 5 貸付料等	民間活用エリアで、例えば、無料で公園のように 利用できる期間と有料で利用できる期間を分けた 場合も年間で貸付料が発生するということになり ますか。	○民間活用エリアにおいては、自由な料金設定が可能で ますが、貸付期間を通じて貸付料が発生します。
9	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務 に関する事項 5 貸付料等	貸付料金設定マップを参照して区分適用するよう 記載されており、指定管理する施設においても貸 付料が生じるのかお示ください。 また、貸付料が生じる場合、それぞれの面積をお 示ください。	○貸付を行う民間活用エリアは、任意のエリアに設定す ることができます。 ○民間活用エリアを除くエリア（自然公園エリア）につ いては、指定管理業務を行っていただくこととなり、貸 付料は生じません。 ○また、貸付面積については、提案による任意の範囲を 設定していただくため、提案時点では、提案者が概算で 算定していただくこととなります。 ○県が想定する民間活用エリアについては、募集要項 （P11）で概算の面積を提示していますので、参考とし てください。
10	募集要項	13	III 新たな魅力創出業務 に関する事項 5 貸付料等 (2) 貸付料等の見直し	(2) 貸付料は、5年ごとに見直しを行うことと ありますが、民間活用エリアで期間限定の利用を 計画する際、貸付期間を1年または数か月で計画 することは可能でしょうか？	○民間活用エリアは、15年間を通して貸し付けること を想定しています。 ○民間活用エリアにおいては、事業期間中、期間限定の 事業を展開するなど、柔軟な運営を行っていただくこと ができます。 ○また、貸付料は5年ごとに見直しを行うこととしま す。

第2回質問回答

●事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨
変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
●質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年6月17日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
11	募集要項	13	Ⅲ 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (1) 基盤整備の内容	対象（県実施）の欄に舗装などの既存施設の撤去とあります。テニスコートはここでいう舗装などに該当するのでしょうか。 また、県で撤去した場合に指定期間終了後に指定管理者が現状復帰（テニスコートとして舗装）する必要はあるのでしょうか。	○県が実施する基盤整備は、募集要項に記載のとおり、「民間活用エリアにおいて、新たな魅力創出を行うに当たり、必要となるインフラ等の整備」です。 ○提案内容がこれに合致する場合、2億円の範囲内で、県が整備を行います。 ○また、原状回復の範囲については、第1回質問回答・質問番号7を参照してください。
12	募集要項	13	Ⅲ 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (1) 基盤整備の内容	県実施の対象となっているインフラ整備に電気・水道・ガスとなっていますが、インターネット回線の整備は含まれないのか？	
13	募集要項	13	Ⅲ 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (1) 基盤整備の内容	自然公園エリアのキャンプサイトの炉とテーブルの撤去も対象になるという認識でよろしいでしょうか。	
14	募集要項	13	Ⅲ 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (1) 基盤整備の内容	芝生の整備や切土・盛り土なども基盤整備に入るという認識でよいのでしょうか。	
15	募集要項	13	Ⅲ 新たな魅力創出業務に関する事項 6 新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備 (1) 基盤整備の内容	キャンプ場に設置された常設テントのフレームは、県の負担で撤去されるとの認識で間違いありませんでしょうか。	○もみのき荘裏の常設キャンプ場は、現在閉鎖されています。 ○常設キャンプ場を、民間活用エリアとして設定する場合は、施設撤去は、県が実施する「新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備」の対象となります。 ○自然公園エリアとなる場合、指定管理者と協議しながら、費用対効果を踏まえて修繕、更新及び撤去を行います。
16	募集要項	18	V 公募の実施に関する事項等 1 公募への参加資格	(3) 広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有することとありますが、複数法人で構成したグループの場合は、グループの全企業が広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有していなくても、代表企業や1社でも広島県内にあれば問題ないという理解でよろしいのでしょうか。	○共同企業体で申請する場合、共同企業体協定書で定める事務所（様式6（共同企業体協定書（例）第3条））が「広島県内に本店若しくは支店又はこれに準ずる事務所を有する」必要があります。
17	募集要項	22	V 公募の実施に関する事項等 4 申請の際に提出する書類の内容	副本は社名や氏名は記入しないということですがサービス名や子会社の名前なども含めますでしょうか。	○サービス名等においても、様式4の注意事項に記載のとおり、申請者名及び申請グループにおける代表法人及び構成法人等の名称を特定できる表現は不可とします。
18	募集要項	28	VI その他の事項 1 リスク分担	建物の火災保険の加入は県が行うとありますが、費用負担についても県と考えて良いのでしょうか。	○建物共済については、県の基準に基づき、県が加入し、県で費用を負担します。
19	別紙4の1 業務仕様書		4 施設等の維持管理 (2) 施設保守管理業務等 エ ロープ塔	現在ロープ塔は山頂滑車のみだがロープ塔検査基準に基づいた検査は必要でしょうか？また、原動機などは既に使えない状態と伺いましたが現状はどうなっているのでしょうか？	○ロープ塔を稼働させる場合、検査基準に基づいた検査を行ってください。 ○現状は、故障中であり、修繕に必要な交換部品がないため、利用を停止しています。 ○指定管理者と協議しながら、費用対効果等を踏まえて修繕、更新及び撤去を行います。
20	別紙4の1 業務仕様書		4 施設等の維持管理 (2) 施設保守管理業務等 オ 除雪業務	仕様書に除雪について、国道488号交差点から公園センター間の交通確保を第一に、その他施設の利用及び管理に支障のある場合に、適宜行うこととあります。現状どこまでの範囲を除雪しているのでしょうか。例えばアスレチックを冬季閉鎖した場合はそこまでの道の除雪は行わなくてよいということでしょうか。	○現状は、国道488号交差点から公園センターまでの園路及び公園センター前の駐車場（4箇所）について、除雪を行っています。 ○アスレチックを閉鎖している場合、アスレチックまでの道の除雪は不要です。

第2回質問回答

●事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨
変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
●質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年6月17日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
21	様式4			・整備内容（施設（設備）配置図等、規模・規格等）の詳細が分かるもの ・整備額（積算内訳書）が分かるもの（様式任意） とありますが、こちらは施行会社からの見積もりではなく、概算で問題ないということでしょうか。	○必ずしも施行会社からの見積である必要はありませんが、過去実績を踏まえるなど根拠のある工事積算としてください。 ○なお、県が行う整備は、2億円以内とします。
22	様式4			ページ数の制限はありますか？	○ページ数に制限はありませんが、様式4の項目ごとによりわかりやすく記載してください。
23	様式4			各様式に記載例を示しているが、デザインは自由とする とあるが、構成に記載の必要事項が網羅されていれば、ワードでなく、パワーポイントなどで作成したものを様式4として提出することができるという解釈で問題ないでしょうか。	○パワーポイントで作成していただいても差し支えありませんが、電子データは、PDFへ変換の上、提出してください。
24	参考2-2 想定される 危険要素			施設の構造物を中心に、劣化による倒壊等の想定される危険要素が多くありますが、このような要素を含む施設の老朽化した設備について、運営開始前に更新する予定があるのでしょうか。	○公園の修繕・更新計画は現時点では定めていませんが、老朽化した施設について、指定管理者と協議しながら、費用対効果等を踏まえて修繕及び更新を行います。
25	参考3-1 もみのき森 林公園利用 料金表			物価の上昇に伴う料金設定の変更は可能でしょうか。 (条例で定める利用料金の範囲の変更)	○条例で定める利用料金の範囲内で、県の承認を受け、利用料金を変更することは可能です。
26	参考5 備品リスト			備品リストに記載の常設テントは、現在も使用可能でしょうか。 また、実際にいつまで使用していたものなのでしょうか。	○平成31年度まで使用実績があります。 ○現在は、骨組み部分からシートを取り外し、保管していますが、骨組み及びシートは老朽化が進み、使用が難しい状況です。
27	その他			もみのき森林公園内でアンケートを収集している場合、過去5年分の開示をお願い致します。	○資料を追加します。 ※参考9（過去5年分アンケート結果）
28	その他			下記書類の直近報告書を頂戴できますか。 ・「防火対象物定期点検」 ・「消防用設備点検」 ※総合点検の報告書 ・「浄化槽保守点検」 ※浄化槽の詳細がなるべくわかるもの ・「浄化槽清掃」 ※引抜き汚泥量がわかるもの（マニフェストなど） ・「浄化槽法定点検」 ・「ボイラー設備保守点検」 ※ボイラーメーカー・能力・品番がわかるもの ・「電気工作物保守点検」 ※経産省提出の保安規定書類一式があれば助かります ・「ねずみ昆虫等防除」 ・「貯水槽清掃」 ・「貯湯槽清掃」 ・「空気環境測定」 ・「浴槽水等水質検査」 ・「浄化槽汚水排水」 ・「フロン一種特定製品の点検」 ・「エレベーター保守点検」 ※法定検査報告書 ・「公共建築物定期点検業務」	○資料を追加します。 ※各種点検票追加
29	その他			園内のインターネット環境とWi-Fi環境はどのようになっているかご教えてください。 ※特にもみのき荘、研修棟	○県設置のWi-Fi及び光ファイバーはありません。
30	その他			園内の各携帯キャリアの接続状況はどのようになっているかご教えてください。	○各携帯キャリアの接続状況については、県で把握していません。

第2回質問回答

●事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨
変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
●質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年6月17日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
31	その他			民間エリア、自然エリアに設置してある建築物で、使用困難となっているものについては、今回のインフラ整備金以外で県の負担で撤去するという考えで良いでしょうか。	○民間活用エリア内において、不要施設を撤去する場合、県が実施する「新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備」に含めます。 ○自然公園エリアにおいて、使用困難となっている建築物については、指定管理者と協議しながら、費用対効果等を踏まえて修繕、更新及び撤去を行います。
32	その他			ヘリコプターの離発着場所の許可については次期指定管理者へ引継ぎを行っていただけると考えて宜しいでしょうか。	○過去には、ヘリコプターの訓練を行う際、条例の第14条に基づく行為許可を出していますが、現在は、申請がないため、許可を出していません。
33	その他			アスレチックの不具合箇所、現時点で整備が必要または整備を予定しているものがあれば教えてください。	○アスレチックの点検票を追加します。 ○指定管理者と協議しながら、費用対効果等を踏まえて修繕、更新及び撤去を行います。 ※各種点検票追加
34	その他			建物を建てた場合、固定資産税は生じるかお示ください。	○質問番号1のとおりです。
35	その他			テニスコートの修繕は運営開始までに県が負担して再整備するのかお示ください。	○テニスコート（5面中3面）は、現在使用禁止となっています。 ○テニスコートが民間活用エリアとなる場合、新たな魅力創出を行うに当たり、必要となるインフラ等の整備であれば、県が実施する「新たな魅力創出にかかるインフラ等基盤整備」の対象です。 ○自然公園エリアとなる場合、指定管理者と協議しながら、費用対効果等を踏まえて修繕、更新及び撤去を行います。
36	その他			下記項目過去5年分の月間利用者数、売上、修繕費用実績を開示していただけないでしょうか。 1. もみの木荘 2. 研修棟 3. アスレチック 4. サイクリングコース 5. レンタル自転車 6. 登山、ハイキング	○過去5年分の月間利用者数は、「参考8（施設別・月別利用者数）」のとおりです。 ○月間の施設別利用料金収入を追加します。 ※参考10（施設別・月別利用料金収入）追加 ○「4. サイクリングコース」及び「6. 登山、ハイキング」の利用者数、売上は把握していません。 ○過去5年分の修繕実績を追加します。 ※参考11（過去5年分修繕実績）追加
37	その他			現在のアスレチックは自主事業と聞いていますが、その年間の売上高と現指定管理期間が終了した際は撤去し、原状復旧されると考えて良いのかお示ください。	○もみのき森林公園内にあるフォレストアドベンチャー・広島は、現指定管理者の自主事業という位置付けであり、年間14,104人（R3）の利用があります。（売上高については、把握していません。） ○現指定管理期間が終了後については、次期指定管理者と協議の上、今後の取り扱いを整理します。
38	その他			敷地内にあるフォレストアドベンチャー・広島に関して令和6年4月以降は、どのような契約になるのでしょうか。	
39	その他			現在の人員体制について、閑散期、繁忙期共にご教示ください。	○現指定管理者は、常勤職員9名で運営を行っており、繁忙期については、アルバイトを雇用して対応しています。
40	その他			駐車場部分をキャンプサイトに変える場合、（現在は駐車場は無料ですが、）料金徴取を行うことは可能でしょうか？	○民間活用エリアとして設定する場合、料金徴取を行うことは可能です。 ○なお、駐車場を民間活用エリアに設定する場合、自然公園エリア利用者の駐車場を確保した上で提案してください。
41	その他			駐車場収入の一部を管理費に充当することを条件に駐車場の有料化を検討することは可能か？	○第1回質問回答・質問番号19を参照してください。

第2回質問回答

- 事業者の提案内容等が明らかになると県が判断した質問については、趣旨変えない範囲で、内容を修正していますので、ご了承ください。
- 質問回答における参考資料追加に伴い、募集要項の資料一覧を更新します。

【環境県民局自然環境課】

(令和4年6月17日回答分)

番号	資料名	頁	項目	質問	回答
42	その他			もみのき荘と多目的グラウンドの間にある廿日市市所有の休憩所について、指定管理者がこの休憩所を使用する場合、廿日市市への使用料等の支払いは必要になるのでしょうか？また当建物で修繕が必要になった際には廿日市市の予算にて修繕されるのでしょうか？	○廿日市市所有休憩所については、現在、使用料徴収は行っていません。 ○修繕等については、使用用途等を踏まえ、選定事業者と廿日市市（農林水産課）で協議を行っていただくこととなります。
43	その他			現在の営業期間は4月上旬～11月20日までとなっておりますが、管理ができれば冬季も運営を行うことは可能でしょうか。	○アスレチックコース、オートキャンプ場及びバーベキュー広場については、利用期間を4月1日から11月30日までとしています。 ○なお、必要がある場合、県の承認を受けて、利用期間等の変更を行うことができます。
44	その他			現在の料金設定の中で、テント追加料（1張のみ可管理料）2,100円となっておりますが、これは1区画に2張テントを張る場合に徴収しているのでしょうか？ また、この料金は、条例で定める利用料金の範囲のどこに当てはまるのでしょうか。	○テントの追加料は、利用者の多様なニーズに細やかに対応しその利用利便につながる管理料とし、指定管理者の自主事業の位置付けで料金を徴収しているものです。
45	その他			広島県告示第五百七十八号においてテント張一回につき2,200円以内などの規定があるが、こちらは、備品のレンタルにおける上限でしょうか。 選定事業者が自費で購入したテントなどに関してはこの限りではないという認識でよろしいでしょうか。	○運営事業者自らが購入した備品については、自主事業として、条例で定める範囲外で貸し出しを行うことは可能です。 ○なお、リスク分担のとおり、備品の更新について、運営事業者自らの更新を可能としていますので、備品の更新と認められる場合（同規格等）は、条例の範囲内で貸し出しを行ってください。
46	その他			キャンプ用具（テント、毛布、炊事用具）の上限が条例で定めてありますが、もともと県が用意した備品を貸し出しする際の設定であり、事業者が用意したものを貸し出す場合はこの範囲で設定する必要はないという理解でよろしいでしょうか？	
47	その他			オートキャンプ場の一時使用の料金やサービスの設定は継続して行う必要がありますでしょうか？	○民間活用エリアとして設定する場合を除き、オートキャンプ場の一時使用の料金やサービス設定は、継続して行ってください。 ○条例で定める利用区分の変更・廃止にあたっては、条例改正にかかる県議会の議決が必要です。 ○条例改正については、提案を受け、必要に応じて、県で検討を行います。